

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	八幡地区 (気多宮集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

本集落内の認定農業者は0経営体となっており、他集落の認定農業者が耕作している農地も多い。その他の農地については、兼業農家として、自らが耕作している農業者が主である。

【課題】

- ・後継者未定の兼業農家が多く、農地を今後どうしていくか早急に考える必要がある。
- ・今後、農地を貸し出す立場になった場合、集落内には農地拡大意向の農業者が不足しているため、近隣集落の農業経営体をお願いしたいと希望している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・集落内の農地は近隣集落の担い手を中心に集約するとともに、担い手と農作業委託者等が協力して農地の維持強化に努める。
- ・水路等の維持管理について、耕作者が行っているが、今後は、農家だけでなく、農作業委託者等も一体となって管理していく体制づくりも必要となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
近隣集落の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、基盤整備には取組まず、担い手への集積、集約化を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥など、大規模農家が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--